

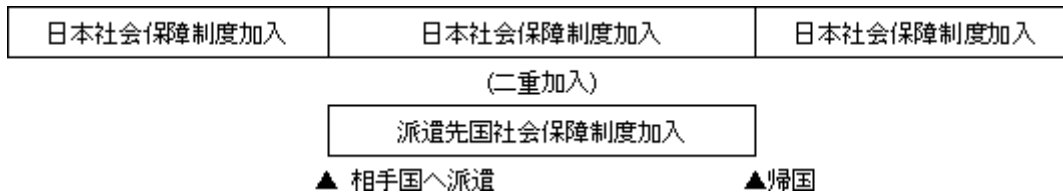
## 日本から協定を結んでいる国で働く場合の加入すべき制度

### (1) 二重加入の防止について

《被用者の場合》

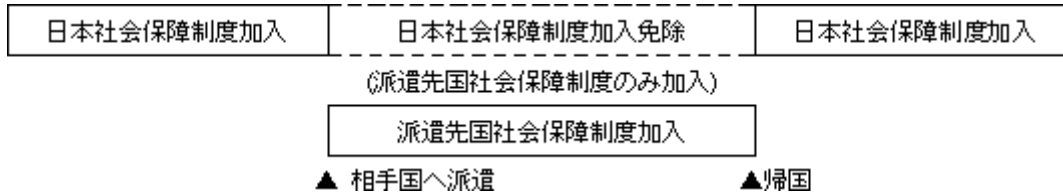
【協定発効前】

日本において被用者として就労する者が事業主により日本から海外に派遣される場合、海外の社会保険制度に加え、日本の社会保険制度に二重に加入しなければならないことがありました。



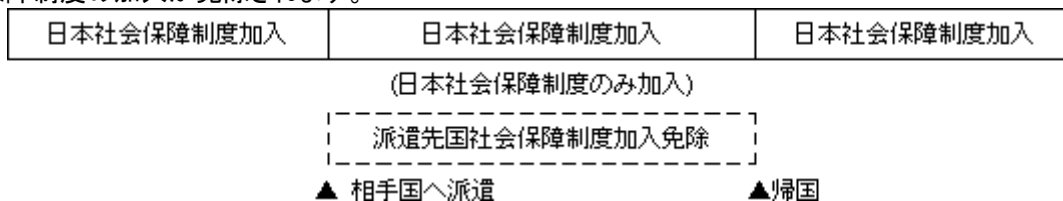
【協定発効後】

【原則】 協定により原則として就労する国の社会保険制度のみに加入することになります。つまり、日本の事業主により協定相手国の支店などに派遣された場合や現地の企業で採用された場合には、協定相手国の社会保険制度のみに加入することになります。



[一時派遣 (5年以内)]

しかしながら、事業所から協定相手国へ5年を超えない見込みで派遣される場合には、協定の例外規定が適用されます。すなわち、引き続き日本の社会保険制度のみに加入し、協定相手国の社会保険制度の加入が免除されます。

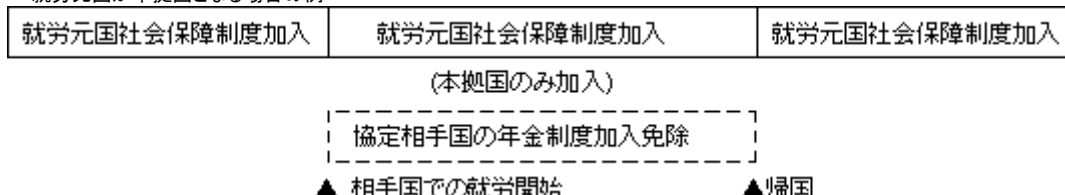


[同一期間に両国で同時に就労する場合(日英・日韓・日伊協定のみ)]

日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する場合は、生活の本拠を基準として、その国の年金制度のみ加入することになります。

日本に生活の本拠を置く場合には、日本の年金制度のみ加入し、協定相手国の年金制度の加入が免除されます。協定相手国に生活の本拠を置く場合には、協定相手国の年金制度のみ加入することになります。

\* 就労元国が本拠国となる場合の例



※一時派遣されている人については、一時派遣者の取扱いとなります。

《加入する社会保障制度》

加入する社会保障制度は、就労状況や派遣期間により以下ようになります。

就労状況 派遣期間		加入する社会保障制度
日本の事業 所からの派遣	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度
	上記派遣者の派遣期間が、予見できない事情により5年を超える場合	原則、協定相手国社会保障制度 両国の合意が得られた場合には、 日本の社会保障制度
	5年を越えると見込まれる長期派遣	協定相手国の社会保障制度
協定相手国での現地採用		協定相手国の社会保障制度

《自営業者の場合》

上記の考え方は、事業所で就労する人だけでなく自営業者にも当てはまります。例えば、日本の自営業者が一時的に協定相手国で自営活動を行うのであれば、引き続き日本の社会保障制度に加入することになりますが、長期的に協定相手国で自営活動を行う場合は、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。また、日本で自営業をしていない人が協定相手国で初めて自営活動を行う場合は、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。

《海上航行船舶の乗組員などの場合》

海上航行船舶の乗組員などについては、協定ごとに加入する国が異なります。

- [ドイツ](#) ▶ [イギリス](#) ▶ [韓国](#) ▶ [アメリカ](#) ▶ [ベルギー](#)  
[フランス](#) ▶ [カナダ](#) ▶ [オーストラリア](#) ▶ [オランダ](#) ▶ [チェコ](#)  
[スペイン](#) ▶ [アイルランド](#) ▶ [イタリア](#) ▶ [ブラジル](#) ▶ [スイス](#)

[↑上に戻る](#)

**(2) 日本の社会保障制度に継続して加入する人**

《被用者の場合》

日本の社会保障制度のみに継続して加入し、協定相手国の社会保障制度の免除を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

1. 日本の社会保障制度に加入していること
2. 派遣期間中も日本の事業所との雇用関係が継続していること\*
3. 派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること  
\*「雇用関係が継続している」とは、日本の事業主に役務を提供し、その事業主が労務管理をしていることをいいます。

《自営業者の場合》

日本の社会保障制度のみに継続して加入し、協定相手国の社会保障制度の免除を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

1. 協定相手国で就労期間中も日本の社会保障制度に加入していること
2. 協定相手国において引き続き自営業者として就労していること
3. 協定相手国での就労期間が5年以内と見込まれること

協定相手国別の注意事項

(ドイツ)

[一時派遣期間の取扱い](#)

(イギリス)

[厚生年金保険の特例加入制度](#)

(アメリカ)

[6ヶ月ルール](#)

[国際線航空機乗務員の取扱い](#)

(ベルギー)

[自営業者の保険料算定に係る特例措置](#)

[国際線航空機乗務員の取扱い](#)

(フランス)

[労働災害に対する保険の加入及び随伴被扶養者の事業主確認](#)

[自営業者の一時就労について](#)

[1年インターバルルール](#)

(カナダ)

[6ヶ月ルール](#)

(オーストラリア)

[一時派遣期間の取扱い](#)

[自営業者の取扱い\(適用調整対象外\)](#)

(オランダ)

[1年インターバルルール](#)

(チェコ)

[チェコ現地法人と雇用契約を締結している者の取扱い](#)

(スペイン)

[国際線航空機乗務員の取扱い](#)

[スペイン労災保険について](#)

(アイルランド)

[国際線航空機乗務員の取扱い](#)

[労災保険について](#)

(ブラジル)

[1年インターバルルール](#)

[労災保険について](#)

(スイス)

[適用証明書の早期申請の推奨](#)

[スイス疾病保険の適用免除](#)

[スイス年金保険料の還付](#)

《国民年金被保険者に関する留意事項》

日本で国民年金(及び国民健康保険)に加入していた人は、協定相手国に住所を移すと国民年金(及び国民健康保険)の加入義務がなくなりますので、上記1.「協定相手国で就労期間中も日本の社会保障制度に加入していること」の条件を満たすために、国民年金に任意加入する必要があります。これは、下の協定のみでの取扱いであり、その他の協定では協定相手国に住所を移すと相手国の社会保障制度にのみ加入することになります(日独協定では、上記1の条件を満たす必要はありません)。

(該当する協定)

日英協定、日韓協定、日米協定、日・カナダ協定、  
日豪協定、日蘭協定、日・チェコ協定、日・スペイン協定、  
日・アイルランド協定、日伊協定、日ブラジル協定、  
日・スイス協定

なお、国民健康保険に任意加入制度はないため、日米協定においては、国民健康保険に加入して

いない場合であっても、上記1の条件を満たしているものとして取り扱われます。

[↑上に戻る](#)

### (3) 協定相手国での就労期間の延長

当初見込んでいた就労期間を延長して派遣先での就労を継続する必要がある場合には、日本の事業主(自営業の場合は本人)は免除期間の延長を申請することができます。

原則として協定相手国の社会保障制度の免除は5年です。しかしながら、特別の事情がある場合には、延長が認められる場合があります。5年を超えた延長期間の上限はそれぞれの協定により異なります。

▶ [ドイツ](#) ▶ [イギリス](#) ▶ [韓国](#) ▶ [アメリカ](#) ▶ [ベルギー](#)  
 ▶ [フランス](#) ▶ [カナダ](#) ▶ [オーストラリア](#) ▶ [オランダ](#) ▶ [チェコ](#)  
 ▶ [スペイン](#) ▶ [アイルランド](#) ▶ [イタリア](#) ▶ [ブラジル](#) ▶ [スイス](#)

なお、上記の派遣延長期間を超える場合は、原則に基づき、就労している国の社会保障制度に加入します。

[↑上に戻る](#)

### (4) 配偶者及び子の取扱い

協定相手国に一時的に派遣された人及び自営活動を行う人が、引き続き日本の社会保障制度に加入し協定相手国の社会保障制度の加入が免除される場合、その人に生計を維持される配偶者及び子についても、派遣前と同様に引き続き日本の社会保障制度の被保険者または被扶養者として加入することになります。

一方、長期派遣及び長期の自営活動により協定相手国で就労する人が、協定相手国の社会保障制度に加入することになる場合、日本の社会保障制度の被保険者の資格を失うこととなりますので、その人に生計を維持される配偶者については、日本の国民年金の第3号被保険者及び(または)健康保険の被扶養者としての資格を失うこととなります。その人に生計を維持される子については、医療保険を含む協定の場合、健康保険の被扶養者としての資格を失うこととなります。

配偶者及び子の住所地が日本国内のままである場合は、それぞれが国民年金及び国民健康保険に加入することになります。

配偶者及び子の住所地が海外である場合は、国民年金については任意加入することができます(日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人が対象)。なお、国民健康保険に任意加入制度はありません。

協定相手国別の注意事項

(チェコ)

[チェコ制度に加入する者の随伴配偶者・子について](#)

(スイス)

[随伴する配偶者・子について](#)

[↑上に戻る](#)

### (5) 厚生年金保険の任意加入制度

厚生年金保険の被保険者が日本の企業から社会保障協定発効済の相手国に5年を超えると見込まれる期間派遣されたり、派遣期間(相手国に応じて当初派遣期間の延長が認められる場合もあります。)が満了した後も引き続き相手国で働くために、相手国の年金制度のみに加入することとなり厚生年金保険の資格を喪失することとなった場合は、日本の厚生年金保険に任意加入できます(以下「厚年任意加入制度」)。

平成24年3月1日以前は、この厚年任意加入制度を利用できる方は、イギリスで就労する方に限定されています(日英社会保障協定により、イギリスの規定の適用を受ける者に限ることとされています)が、それ以降は発効済みのすべての社会保障協定の相手国で被用者として就労している方が利用できるようになります。

厚年任意加入制度では、相手国の年金制度のみが適用されることになった方が加入の申出を行った場合にその申出が年金事務所に受理された日に原則資格取得することになります。ただし、相手国の年金制度が適用されることになった日から1月以内に加入の申出を行った場合は、その日に資格を取得します。

なお、厚年任意加入制度に該当する方は、いつでも申出により被保険者の資格を喪失できるほか、相手国年金制度から脱退した場合等にも資格を喪失します。

[↑上に戻る](#)

## (6) 国民年金の任意加入制度

日本から協定相手国へ派遣された人などが協定相手国の年金制度に加入することになった場合でも、協定相手国の年金制度のほか、申請した月から日本の国民年金制度に任意加入することができます(日本に住所を有しない、日本国籍を有する20歳以上65歳未満である場合のみ)。

協定相手国別の注意事項

(ドイツ)

[相手国年金制度への任意加入制度](#)

[↑上に戻る](#)

## (7) 健康保険による海外療養費の支給

日本から協定相手国へ一時的に派遣され、引き続き日本の医療保険制度に加入している人が、海外で診療を受けたときに、国内で保険診療を受けた場合に準じた海外療養費が支払われます。海外療養費の請求は、加入する医療保険制度の保険者に対して請求を行います。

[↑上に戻る](#)

## (8) 協定発効時の経過措置

協定発効前にすでに派遣または自営活動をしており、発効日以後も引き続きその状態が継続される場合には、発効日から派遣または自営活動を開始したものとみなされます。つまり、発効日から5年以内に派遣が終了する見込みであれば、一時派遣者として協定相手国の社会保障制度の加入が免除されます。

協定相手国別の注意事項

(フランス)

[日本制度の継続加入の条件](#)

[適用調整に必要な手続きへ](#)

[↑上に戻る](#)

## カテゴリ

### 日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

© 2012 Japan Pension Service. All Rights Reserved.